

整理番号	消防－法申－24
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の廃棄の許可
概 要	火薬類を廃棄しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第27条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当で、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、かつ、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 ・ 火薬類取締法第27条の2 ・ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第66条及び第67条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088) ・ 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示 (平成19年10月24日経済産業省告示第269号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html) ・ 「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添4】火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄） (令和3年10月15日保局第2号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類を廃棄しようとするとき
提出方法	火薬類廃棄許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	